

○国立大学法人筑波大学学際研究系に関する規程

〔平成30年2月16日〕
法人規程第13号

改正 平成30年法人規程第63号

国立大学法人筑波大学学際研究系に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年度法人規則第1号。第4条において「基本規則」という。）第47条第3項の規定に基づき、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（平成16年法人規程第1号。次条において「基本規則施行規程」という。）第23条に規定する学際研究系に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 学際研究系は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 基本規則施行規程第37条に規定する教育研究施設に所属する大学教員
- (2) 基本規則施行規程第23条に規定する系に所属しない大学教員のうちから学長が必要と認める者

(運営体制)

第3条 研究を担当する副学長は、学際研究系を統括する。

(適用除外)

第4条 基本規則その他の法人規則等に規定されている「系」には、特段の規定がない限り、学際研究系は含まれないものとする。

附 則

この法人規程は、平成30年2月16日から施行する。

附 則（平30.3.22法人規程63号）

この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。